

答弁書第一二四号

内閣参質一七六第一一四号

平成二十二年十一月三十日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員江口克彦君提出予防医療に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員江口克彦君提出予防医療に関する質問に対する答弁書

一、二、五及び六について

政府としては、引き続き、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会（以下「予防接種部会」という。）において、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の対象となる疾病の範囲、接種費用の負担の在り方等について、費用対効果の観点も含め、検討を行うこととしており、現時点において、お尋ねの見解や数値についてお答えすることは困難である。

三について

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）は、内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病の予防を目的とするものであり、生活習慣病ではないウイルス性肝炎を特定健康診査等の対象とすることは困難である。

なお、B型肝炎及びC型肝炎については、既に、健康増進事業及び特定感染症検査等事業においてウイルス検査が実施されているところである。

四について

お尋ねのC型肝炎ウイルス検査の受検率の把握及び目標値の設定については行っていないが、平成二十年度、健康増進事業において実施されたC型肝炎ウイルス検査の件数は、六十九万二千四百八十三件となっており、また、特定感染症検査等事業において実施されたC型肝炎ウイルス検査の件数は、四十五万六千九百二十六件となっている。